

## 資産の運用状況表

(インフラファンド/投資証券)

2020年9月28日提出

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

インフラファンド発行者名 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

(コード: 9284)

代表者の役職・氏名 執行役員 中村 哲也

連絡先 財務企画部

担当者名 柳澤 宏

連絡先 TEL 03-6279-0311

2020年6月30日現在のカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人に係る資産の運用状況について、下記のとおり報告します。

### 【凡例】

- 投資法・・・・・・・・・・投資信託及び投資法人に関する法律
- 資産流動化法・・・・・・・・資産の流動化に関する法律
- 計算規則・・・・・・・・・・投資法人の計算に関する規則
- 財務諸表等規則・・・・・・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 上場規程・・・・・・・・・・有価証券上場規程
- 施行規則・・・・・・・・・・有価証券上場規程施行規則

### <記載上の注意>

- ・ 各資産の額等については、施行規則第1536条第12項の規定に従い、算定してください。
- ・ 単位（百万円単位、千円単位等）については、有価証券報告書における財務諸表と同じものを用いてください。
- ・ 資産の運用状況表は、上場規程第1520条第2項に定める上場廃止基準への該当状況を確認するための提出書類です。

### 記

#### 1. 資産総額 (イ)

(単位:千円)

49,132,379

#### 2. 純資産総額

21,731,525

#### 3. インフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の額

【インフラ資産等】

インフラ資産の額 (ロ)		45,907,375
インフラ有価証券の額 (ハ)		0
計 (ロ) + (ハ)	(ホ)	45,907,375
運用資産等の総額に占める比率 (ホ) / (イ)		93.4%

【インフラ関連有価証券及び流動資産等】

インフラ関連有価証券 (ヘ)		0
流動資産等 (ト)		3,217,347
計 (ホ) + (ヘ) + (ト)	(チ)	49,124,723
運用資産等の総額に占める比率 (チ) / (イ)		99.9%

<記載上の注意>

- a. 「運用資産等の総額に占める比率」は、小数第2位以下を切り捨てて記入してください。
- b. 運用資産等の総額は資産総額を記載してください。
- c. インフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の内訳を記載してください。

(注) インフラ資産等の内訳

(単位：千円)

項 目	資産の総額
<b>【インフラ資産】</b>	
(1) 再生可能エネルギー発電設備	40,349,847
(2) 国又は地方公共団体その他これに類するものから設定された公共施設等運営権	-
(3) 上場規程第1201条第1号の2c(施行規則第1201条第4項)に規定する資産 ※施行規則第1201条第4項各号の別に記載してください。	-
(4) 以下 (i) から (iv) に掲げるものの合計	5,222,792
(i) 上記(1)から(3)までに掲げる資産に伴う土地・建物	4,469,653
(ii) 上記(1)から(3)までに掲げる資産に伴う土地・建物の貸借権	753,139
(iii) 上記(1)から(3)までに掲げる資産に係る地上権	-
(iv) 上記(1)から(3)までに掲げる資産に係る地役権	-
(5) 上記(1)から(3)までに掲げる資産を運営するために必要な資産のうち、施行規則第1201条第5項に規定する資産 ((4)に該当する資産を除く)	334,735
(6) 上記(1)及び(3)から(5)に掲げる資産をリース物件とする財務諸表等	-

項 目	資産の総額
規則第16条の3第1項及び第2項に規定するもの	
(7) 上記(1)、(3)及び(5)に掲げる資産に係る賃借権 ((5)の資産に係る賃借権については、有形固定資産に係るものに限る)	-
(8) 上記(1)から(7)までに掲げる資産を信託する信託の受益権	-
(9) 外国において上記(1)から(8)までに掲げる資産に相当する資産	-
インフラ資産合計 (ロ)	45,907,375
<b>【インフラ有価証券】</b>	
(1) 上場規程第1201条第1号の6 aに規定する株券	-
(2) 上場規程第1201条第1号の6 bに規定する出資の持分	-
(3) 上場規程第1201条第1号の6 cに規定する優先出資証券	-
(4) 上場規程第1201条第1号の6 dに規定する受益証券	-
(5) 上場規程第1201条第1号の6 eに規定する投資証券	-
(6) 上場規程第1201条第1号の6 fに規定する特定目的信託の受益証券	-
(7) 上場規程第1201条第1号の6 gに規定する資産	-
インフラ有価証券合計 (ハ)	-
合計 (インフラ資産等の額) (ホ)	45,907,375

(注) インフラ関連有価証券の内訳

項番	項 目	資産の額 (a)
(1)	上場規程第1201条第1号 aに規定する株券	0円
(2)	上場規程第1201条第1号 bに規定する出資の持分	0円
(3)	上場規程第1201条第1号 cに規定する優先出資証券	0円
(4)	上場規程第1201条第1号 dに規定する受益証券	0円
(5)	上場規程第1201条第1号 eに規定する投資証券	0円
(6)	上場規程第1201条第1号 fに規定する特定目的信託の受益証券	0円
(7)	上場規程第1201条第1号 gに規定する資産	0円
合計 (へ)		0円

(注) 流動資産等の内訳

(単位：千円)

項 番	項 目	資産の額
(1)	流動資産に計上される現金及び預金 (計算規則第37条第3項第1号イに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	2,627,638
(2)	流動資産に計上される受取手形 (計算規則第37条第3項第1号ロに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	-
(3)	流動資産に計上される営業未収入金 (計算規則第37条第3項第1号ハに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	477,976
(4)	流動資産に計上される前渡金 (計算規則第37条第3項第1号ホに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	1,799
(5)	流動資産に計上される前払費用 (計算規則第37条第3項第1号ヘに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	109,917
(6)	流動資産に計上される未収収益 (計算規則第37条第3項第1号トに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	-
(7)	流動資産に計上される繰延税金資産 (計算規則第37条第3項第1号チに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	-

項番	項目	資産の額
	託の受益権)	
(8)	流動資産に計上される未収消費税 (計算規則第37条第3項第1号りに規定する資産として計上される未収消費税及びそれらを信託する信託の受益権)	-
(9)	投資その他の資産に計上される繰延税金資産 (計算規則第37条第3項第4号ニに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	15
合計(ト)		3,217,345
*上記項番(1)～(9)までにおいて、有価証券報告書における財務諸表の「流動資産 その他」に含まれる数値を記載されている場合、その項番を右の欄にご記載ください。		(4)

#### 4. インフラ資産等の概要

##### 【インフラ資産の概要】

名称 (インフラ資産の名称)	S-01 CS 志布志市発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	鹿児島県志布志市志布志町帖字石踊		
	土地	地番	8409 番 1 外	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	19,861.00 m <sup>2</sup>	
		権利形態	所有権	
	設備	認定日	2013年2月26日	
		供給開始日	2014年9月17日	
		残存調達期間	14年2か月	
		調達期間満了日	2034年9月16日	
		調達価格	40円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	1,224.00kW	
		パネル設置数	4,800枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	株式会社日立製作所	
		EPC業者	株式会社きんでん	
		発電出力	999.00kW	
	設備利用率	13.57%		
	想定年間発電電力量	1,454.899MWh		
架台基礎構造	コンクリート置き基礎			
権利形態	所有権			
取得額	540,578,000円			
取得先・取得時期	ティーダ・パワー06 合同会社・2017年10月31日			
価評	(直接還元法)			

	評価者		別添参照
	価格		別添参照
	還元利回り (DCF 法)		別添参照
	評価者		別添参照
	価格		別添参照
	割引率		別添参照
	最終還元利回り		別添参照
6	(運用資産等の総額に対する本資産の比率)		1.06%
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社	
	賃貸借期間	2019年11月1日から2020年10月31日	
	賃料	<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測]  × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>	
	敷金、保証金	該当事項なし	
	更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で	

	<p>協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額の</p>

		<p>うち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーター の名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び 持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管 理会社との 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。</li> <li>4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。</li> </ol>
	最近 3 年間 の財政状態 及び経営成 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円</li> <li>2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円</li> <li>3. 2017 年度期末</li> </ol>

	純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1.914 百万円 営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2.投資法人及び管理会社の運用体制等(4)リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-02 CS 伊佐市発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	鹿児島県伊佐市大口下殿字吹田		
	土地	地番	663 番 12 外	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	22,223.00 m <sup>2</sup>	
		権利形態	賃借権	
	設備	認定日	2013 年 2 月 26 日	
		供給開始日	2015 年 6 月 9 日	
		残存調達期間	14 年 11 か月	
		調達期間満了日	2035 年 6 月 8 日	
		調達価格	40 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
パネルの出力	931.77kW			



			パネル設置数	3,654 枚
			パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パワコン供給者	株式会社日立製作所
			EPC 業者	株式会社日立システムズ
			発電出力	910.00kW
			設備利用率	13.36%
			想定年間発電電力量	1,090.370MWh
			架台基礎構造	コンクリート置き基礎
			権利形態	所有権
取得額				372,479,000 円
取得先・取得時期				ティーダ・パワー05 合同会社・2017 年 10 月 31 日
評価価格	(直接還元法)			
	評価者			別添参照
	価格			別添参照
	還元利回り			別添参照
	(DCF 法)			
	評価者			別添参照
	価格			別添参照
	割引率			別添参照
	最終還元利回り			別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)				0.70%
インフラ資産の賃借条件	賃借人			ティーダ・パワー01 合同会社
	賃貸借期間			2019 年 11 月 1 日から 2020 年 10 月 31 日
	賃料			<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の 95%を (A) に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課</p>

	<p>税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変

		<p>等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に</li> </ol>

		<p>対して出資しております。</p> <p>4. 関連当事者への該当状況・本投資法人の主要投資主及び管理会社の100%親会社であり関連当事者に該当します。</p>
	最近3年間の財政状態及び経営成績	<p>1. 2019年度期末</p> <p>純資産・・・1,051万円  総資産・・・21,973百万円  売上高・・・2,199百万円  営業利益・・・398百万円  経常利益・・・232百万円  当期純利益・・・21百万円</p> <p>2. 2018年度期末</p> <p>純資産・・・104百万円  総資産・・・16,816百万円  売上高・・・2,240百万円  営業利益・・・611百万円  経常利益・・・149百万円  当期純利益・・・57百万円</p> <p>3. 2017年度期末</p> <p>純資産・・・223百万円  総資産・・・14,343百万円  売上高・・・1,914百万円  営業利益・・・386百万円  経常利益・・・149百万円  当期純利益・・・12百万円</p>
リスク管理方針への適合状況		<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2.投資法人及び管理会社の運用体制等(4)リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
その他特筆すべき事項		特にありません。
本資産の公共的性質		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域</li> </ul>

活性化につながる持続可能な経済社会の創出。

名称 (インフラ資産の名称)	S-03 CS 笠間市発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	茨城県笠間市大郷戸字立石		
	土地	地番	1077 番 5 外	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	42,666.00 m <sup>2</sup>	
		権利形態	所有権、地役権	
	設備	認定日	2013 年 1 月 25 日	
		供給開始日	2015 年 6 月 26 日	
		残存調達期間	14 年 11 か月	
		調達期間満了日	2035 年 6 月 25 日	
		調達価格	40 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	2,127.84kW	
		パネル設置数	8,184 枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	ABB 株式会社	
		EPC 業者	TSK Electronica Y Electricidad Japon CO., LTD	
		発電出力	1,965.60kW(注: 発電出力は78%の力率一定制御後の数値ですが、設備認定上の発電出力と同じ数値となっています。)	
		設備利用率	13.29%	
		想定年間発電電力量	2,477.183MWh	
架台基礎構造		コンクリートブロックの置き石基礎		
権利形態		所有権		
取得額	907,087,000 円			
取得先・取得時期	CASTILLA CLEAN ENERGIES TSUKUBA 株式会社・2017 年 10 月 31 日			
評価価格	(直接還元法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	還元利回り	別添参照		
	(DCF 法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	割引率	別添参照		
最終還元利回り	別添参照			
投資比率 (運用資産等の総額に対する)	2.01%			

る本資産の比率)		
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社
	賃貸借期間	2019年11月1日から2020年10月31日
	賃料	<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
	敷金、保証金	該当事項なし
	更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p>

	<p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格]  － (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃</p>

		料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。 3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円  2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円  3. 2017 年度期末 純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1,914 百万円 営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円
リスク管理方針への適合状況	本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施	



	<p>しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2.投資法人及び管理会社の運用体制等(4)リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-04 CS 伊佐市第二発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	鹿児島県伊佐市大口白木字山神		
	土地	地番	1313 番 126 外	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	31,818.86 m <sup>2</sup>	
		権利形態	賃借権	
	設備	認定日	2013 年 10 月 2 日	
		供給開始日	2015 年 6 月 29 日	
		残存調達期間	14 年 11 か月	
		調達期間満了日	2035 年 6 月 28 日	
		調達価格	36 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	2,013.99kW	
パネル設置数		7,898 枚		
パネルメーカー		カナディアン・ソーラー・グループ		
パワコン供給者	富士電機株式会社			
EPC 業者	TSK Electronica Y			

			Electricidad Japon CO., LTD
		発電出力	1,980.00kW(注: 94%の力率一定制御あり)
		設備利用率	14.17%
		想定年間発電電力量	2,499.758MWh
		架台基礎構造	スクリー式杭基礎
		権利形態	所有権
取得額		778,373,000 円	
取得先・取得時期		ティーダ・パワー10 合同会社・2017年10月31日	
評価価格	(直接還元法)		
	評価者		別添参照
	価格		別添参照
	還元利回り		別添参照
	(DCF法)		
	評価者		別添参照
	価格		別添参照
	割引率		別添参照
最終還元利回り			別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		1.45%	
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社	
	賃借期間	2019年11月1日から2020年10月31日	
	賃料	<p>賃借人が貸借人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が多額な場合においては、不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から貸借人へ支払済みの金額を超える場合には、</p>	

		当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
	敷金、保証金	該当事項なし
	更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
	賃料改定	基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。

		<p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。</li> <li>4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。</li> </ol>
	最近 3 年間	1. 2019 年度期末

	<p>の財政状態及び経営成績</p>	<p>純資産・・・1,051百万円          総資産・・・21,973百万円          売上高・・・2,199百万円          営業利益・・・398百万円          経常利益・・・232百万円          当期純利益・・・21百万円</p> <p>2. 2018年度期末          純資産・・・104百万円          総資産・・・16,816百万円          売上高・・・2,240百万円          営業利益・・・611百万円          経常利益・・・149百万円          当期純利益・・・57百万円</p> <p>3. 2017年度期末          純資産・・・223百万円          総資産・・・14,343百万円          売上高・・・1,914百万円          営業利益・・・386百万円          経常利益・・・149百万円          当期純利益・・・12百万円</p>
<p>リスク管理方針への適合状況</p>	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>	
<p>その他特筆すべき事項</p>	<p>特にありません。</p>	
<p>本資産の公共的性質</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>	

<p>名称 (インフラ資産の名称)</p>	<p>S-05 CS 湧水町発電所</p>	
<p>本資産の概要</p>	<p>種類</p>	<p>太陽光発電設備等</p>

	所在地	鹿児島県始良郡湧水町木場字池迫		
	施設の概要	土地	地番	3891 番 35 外
			用途地域	都市計画区域外
			面積	25,274.00 m <sup>2</sup>
			権利形態	賃借権
		設備	認定日	2014 年 3 月 14 日
			供給開始日	2015 年 8 月 21 日
			残存調達期間	15 年 1 か月
			調達期間満了日	2035 年 8 月 20 日
			調達価格	36 円/kWh
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネルの出力	1,749.30kW
			パネル設置数	6,860 枚
	パネルメーカー		カナディアン・ソーラー・グループ	
	パワコン供給者		株式会社日立製作所	
	EPC 業者		株式会社日立システムズ	
	発電出力		1,500.00kW	
	設備利用率	13.95%		
	想定年間発電電力量	2,137.336MWh		
	架台基礎構造	コンクリート布基礎		
権利形態	所有権			
取得額		670,048,000 円		
取得先・取得時期		ティーダ・パワー09 合同会社・2017 年 10 月 31 日		
評価価格	(直接還元法)			
	評価者		別添参照	
	価格		別添参照	
	還元利回り		別添参照	
	(DCF 法)			
	評価者		別添参照	
	価格		別添参照	
	割引率		別添参照	
	最終還元利回り		別添参照	
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		1.24%		
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社		
	賃貸借期間	2019 年 11 月 1 日から 2020 年 10 月 31 日		
	賃料	賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料(注) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]		

	<p>(2) 実績連動賃料</p> <p>(A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から貸借人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、貸借人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該貸借人の申し入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、貸借期間は1年間とする。）で新たな貸借契約（以下、本項目において「新貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、貸借人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>貸借人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し入れに従って新貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、貸借人による新貸借契約締結の申し入れが、貸借開始日が本貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新貸借契約締結の申し入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における貸借期間満了の3か月前までに貸借人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し入れに従って新貸借契約を締結する義務を負わない。</p>

		<p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
	賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び借借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、借借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、借借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び借借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、借借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を借借人が受領したときは、借借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、借借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び借借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
オペレーターの概要	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社



	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。 3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円  2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円  3. 2017 年度期末 純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1,914 百万円 営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に</li> </ul>	

	適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-06 CS 伊佐市第三発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	鹿児島県伊佐市菱刈南浦字中木場		
	土地	地番	492 番 1 外	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	40,736.69 m <sup>2</sup>	
		権利形態	賃借権	
	設備	認定日	2013年2月26日	
		供給開始日	2015年9月16日	
		残存調達期間	15年2か月	
		調達期間満了日	2035年9月15日	
		調達価格	40円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	2,225.08kW	
		パネル設置数	8,558枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	東芝三菱電機産業システム株式会社	
		EPC業者	TSK Electronica Y Electricidad Japon CO., LTD	
発電出力		1,990.00kW(注: 99%の力率一定制御あり)		
設備利用率		13.84%		
想定年間発電電力量	2,696.692MWh			
架台基礎構造	スクリー式杭基礎			
権利形態	所有権			
取得額	949,571,000円			

取得先・取得時期		ティーダ・パワー02 合同会社・2017年10月31日
評価価格	(直接還元法)	
	評価者	別添参照
	価格	別添参照
	還元利回り	別添参照
	(DCF法)	
	評価者	別添参照
	価格	別添参照
	割引率	別添参照
最終還元利回り		別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		1.78%
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社
	賃貸借期間	2019年11月1日から2020年10月31日
	賃料	<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が多額な場合においては、不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
	敷金、保証金	該当事項なし
	更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件(賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。)で新たな賃貸借契約(以下、

	<p>本項目において「新賃貸借契約」という。)を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額(ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。)について、誠実に</p>

		<p>協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を借入人が受領したときは、借入人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、借入人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、貸入人及び借入人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。</li> <li>4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。</li> </ol>
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円</li> <li>2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円</li> </ol>

		営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円  3. 2017 年度期末 純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1.914 百万円 営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円
--	--	--

リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018 年 9 月 26 日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
---------------	--

その他特筆すべき事項	特にありません。
------------	----------

本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>
-----------	--

名称 (インフラ資産の名称)	S-07 CS 笠間市第二発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	茨城県笠間市大郷戸字馬乗耕地		
	施設の概要	土地	地番	1096 番 4 外
			用途地域	都市計画区域外
			面積	53,275.00 m <sup>2</sup>
			権利形態	賃借権
	施設の概要	設備	認定日	2013 年 1 月 25 日
			供給開始日	2015 年 9 月 24 日
残存調達期間			15 年 2 か月	
調達期間満了日			2035 年 9 月 23 日	

			調達価格	40 円/kWh
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネルの出力	2,103.75kW
			パネル設置数	8,250 枚
			パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パワコン供給者	ABB 株式会社
			EPC 業者	TSK Electronica Y Electricidad Japon CO., LTD
			発電出力	1,965.60kW(注:発電出力は78%の力率一定制御後の数値ですが、設備認定上の発電出力と同じ数値となっています。)
			設備利用率	13.25%
			想定年間発電電力量	2,442.595MWh
			架台基礎構造	コンクリートブロックの置き石基礎
			権利形態	所有権
取得額			850,695,000 円	
取得先・取得時期			CASTILLA CLEAN ENERGIES TSUKUBA2 株式会社・2017 年 10 月 31 日	
評価価格	(直接還元法)			
	評価者			別添参照
	価格			別添参照
	還元利回り			別添参照
	(DCF 法)			
	評価者			別添参照
	価格			別添参照
	割引率			別添参照
最終還元利回り				別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)			1.71%	
インフラ資産の賃借条件		賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社	
		賃貸借期間	2019 年 11 月 1 日から 2020 年 10 月 31 日	
		賃料	賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料(注) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格] (2) 実績連動賃料 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。) ※ なお、売電収入が減少した場合におい	

	<p>て、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が多額所得である場合には、多額所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の賃貸借契約締結の申し入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p>



		実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] － (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の 値になるときはゼロとする。)
	賃料改定	基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。 また、不可抗力その他賃貸人及び借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を借人が受領したときは、借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。 また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル50階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円

	設立年月日	2014年5月20日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。</li> <li>4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の100%親会社であり関連当事者に該当します。</li> </ol>
	最近3年間の財政状態及び経営成績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2019年度期末 純資産・・・1,051百万円 総資産・・・21,973百万円 売上高・・・2,199百万円 営業利益・・・398百万円 経常利益・・・232百万円 当期純利益・・・21百万円</li> <li>2. 2018年度期末 純資産・・・104百万円 総資産・・・16,816百万円 売上高・・・2,240百万円 営業利益・・・611百万円 経常利益・・・149百万円 当期純利益・・・57百万円</li> <li>3. 2017年度期末 純資産・・・223百万円 総資産・・・14,343百万円 売上高・・・1,914百万円 営業利益・・・386百万円 経常利益・・・149百万円 当期純利益・・・12百万円</li> </ol>
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2.投資法人及び管理会社の運用体制等(4)リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」を</li> </ul>	

	ご参照ください。
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-08 CS 日出町発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	大分県速見郡日出町大字藤原字下相原		
	土地	地番	5619 番 2 外	
		用途地域	都市計画区域・非線引区域	
		面積	30,246.15 m <sup>2</sup>	
		権利形態	賃借権	
	設備	認定日	2013 年 7 月 16 日	
		供給開始日	2015 年 10 月 13 日	
		残存調達期間	15 年 3 か月	
		調達期間満了日	2035 年 10 月 12 日	
		調達価格	36 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	2,574.99kW	
		パネル設置数	10,098 枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	東芝三菱電機産業システム株式会社	
		EPC 業者	東芝インフラシステムズ株式会社（旧株式会社東芝）	
		発電出力	1,980.00kW(注: 96%の力率一定制御あり)	
	設備利用率	14.20%		
	想定年間発電電力量	3,202.273MWh		
架台基礎構造	スクリー式の杭基礎			
権利形態	所有権			
取得額	1,029,891,000 円			
取得先・取得時期	ティーダ・パワー25 合同会社・2017 年 10 月 31 日			
面 各 評 価	(直接還元法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	還元利回り	別添参照		

	(DCF 法)		
	評価者		別添参照
	価格		別添参照
	割引率		別添参照
	最終還元利回り		別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)			1.91%
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社	
	賃貸借期間	2019年11月1日から2020年10月31日	
	賃料	<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測]  × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>	
	敷金、保証金 更新・再契約	<p>該当事項なし</p> <p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件(賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。)で新たな賃貸借契約(以下、本項目において「新賃貸借契約」という。)を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを</p>	

	<p>希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p>

		また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。 3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円  2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円  3. 2017 年度期末 純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1.914 百万円

	営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-09 CS 芦北町発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	熊本県葦北郡芦北町大字大川内字シノメ		
	土地	地番	1041 番 4 外	
		用途地域	第一種中高層住居専用 地域	
		面積	45,740.00 m <sup>2</sup>	
		権利形態	賃借権	
	設備	認定日	2013 年 2 月 26 日	
		供給開始日	2015 年 12 月 11 日	
		残存調達期間	15 年 5 か月	
		調達期間満了日	2035 年 12 月 10 日	
		調達価格	40 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	2,347.80kW	
パネル設置数	9,030 枚			

			パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パワコン供給者	株式会社日立製作所
			EPC 業者	株式会社日立システムズ
			発電出力	1,700.00kW(注: 86%の力率一定制御あり)
			設備利用率	13.53%
			想定年間発電電力量	2,781.800MWh
			架台基礎構造	コンクリート布基礎
			権利形態	所有権
取得額			989,080,000 円	
取得先・取得時期			ティーダ・パワー07 合同会社・2017 年 10 月 31 日	
評価価格	(直接還元法)			
	評価者			別添参照
	価格			別添参照
	還元利回り			別添参照
	(DCF 法)			
	評価者			別添参照
	価格			別添参照
	割引率			別添参照
	最終還元利回り			別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)			1.87%	
インフラ資産の賃借条件	賃借人		ティーダ・パワー01 合同会社	
	賃貸借期間		2019 年 11 月 1 日から 2020 年 10 月 31 日	
	賃料		<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の 95%を (A) に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人</p>	



		<p>の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
	敷金、保証金	該当事項なし
	更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込めが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込めである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
	賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人</p>

		<p>の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。</li> <li>4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人</li> </ol>

		の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	<p>1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円</p> <p>2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円</p> <p>3. 2017 年度期末 純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1,914 百万円 営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円</p>
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018 年 9 月 26 日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>	
その他特筆すべき事項	特にありません。	
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>	

名称 (インフラ資産の名称)	S-10 CS 南島原市発電所 (東)、同発電所 (西)			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	長崎県南島原市深江町乙字鬼石		
	土地	地番	1164 番 1 外	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	56,066.17 m <sup>2</sup>	
		権利形態	賃借権 (一部転借権を含む。)	
	設備	認定日	2013 年 2 月 26 日 (東) 2013 年 2 月 26 日 (西)	
		供給開始日	2015 年 12 月 25 日 (東) 2016 年 1 月 29 日 (西)	
		残存調達期間	15 年 5 か月 (東) 15 年 6 か月 (西)	
		調達期間満了日	2035 年 12 月 24 日 (東) 2036 年 1 月 28 日 (西)	
		調達価格	40 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	3,928.86kW	
		パネル設置数	15,111 枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	SMA ジャパン株式会社	
		EPC 業者	株式会社エクソル	
		発電出力	1,990.00kW (東) (95% の力率一定制御あり) 1,500.00kW (西) (97% の力率一定制御あり)	
		設備利用率	14.30% (東) 14.32% (西)	
		想定年間発電電力量	2,801.534 MWh (東) 2,123.213 MWh (西)	
架台基礎構造		杭基礎形式		
権利形態		所有権		
取得額	1,733,789,000 円			
取得先・取得時期	ティーダ・パワー01 合同会社・2017 年 10 月 31 日			
評価価格	(直接還元法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	還元利回り	別添参照		
	(DCF 法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	割引率	別添参照		
最終還元利回り	別添参照			
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	3.40%			

インフラ資産の賃借条件

賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社
賃貸借期間	2019年11月1日から2020年10月31日
賃料	<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)          [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料          (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] -          (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p>

	<p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格]  － (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料</p>

		の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。 3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円  2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円  3. 2017 年度期末 純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1,914 百万円 営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円
リスク管理方針への適合状況	本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-11 CS 皆野町発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	埼玉県秩父郡皆野町大字三沢字長林		
	土地	地番	4280 番 5 外	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	44,904.00 m <sup>2</sup>	
		権利形態	所有権	
	設備	認定日	2014年12月11日	
		供給開始日	2016年12月7日	
		残存調達期間	16年5か月	
		調達期間満了日	2036年12月6日	
		調達価格	32 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	2,448.60kW	
		パネル設置数	9,240 枚	
パネルメーカー		カナディアン・ソーラー・グループ		
パワコン供給者		華為技術日本株式会社		
EPC 業者	株式会社 ETS ホールディングス（旧山加電業			



			株式会社)
		発電出力	1,990.00kW
		設備利用率	14.66%
		想定年間発電電力量	3,143.897MWh
		架台基礎構造	杭基礎（ロックボルト工法及びラミング工法）
		権利形態	所有権
取得額		1,018,168,000 円	
取得先・取得時期		ユニバージー06 合同会社・2017年10月31日	
評価価格	(直接還元法)		
	評価者		別添参照
	価格		別添参照
	還元利回り		別添参照
	(DCF法)		
	評価者		別添参照
	価格		別添参照
	割引率		別添参照
	最終還元利回り		別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		2.19%	
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社	
	賃貸借期間	2019年11月1日から2020年10月31日	
	賃料	<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が多額な場合においては、不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>	

		る。
	敷金、保証金	該当事項なし
	更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格]  － (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
	賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由に</p>

		<p>より、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーター の名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100百万円
	設立年月日	2014年5月20日
	大株主及び 持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管 理会社との 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。</li> <li>4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の100%親会社であり関連当事者に該当します。</li> </ol>
	最近3年間 の財政状態 及び経営成 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2019年度期末 純資産・・・1,051百万円 総資産・・・21,973百万円 売上高・・・2,199百万円</li> </ol>

	<p>営業利益・・・398 百万円          経常利益・・・232 百万円          当期純利益・・・21 百万円</p> <p>2. 2018 年度期末          純資産・・・104 百万円          総資産・・・16,816 百万円          売上高・・・2,240 百万円          営業利益・・・611 百万円          経常利益・・・149 百万円          当期純利益・・・57 百万円</p> <p>3. 2017 年度期末          純資産・・・223 百万円          総資産・・・14,343 百万円          売上高・・・1,914 百万円          営業利益・・・386 百万円          経常利益・・・149 百万円          当期純利益・・・12 百万円</p>
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018 年 9 月 26 日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-12 CS 函南町発電所		
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等	
	所在地	静岡県田方郡函南町田代字大田原	
	施設の概要	土地	地番 437 番 1 外 用途地域 市街化調整区域

		設備	面積	41,339.00 m <sup>2</sup>
			権利形態	地上権
			認定日	2014年3月31日
			供給開始日	2017年3月3日
			残存調達期間	16年8か月
			調達期間満了日	2037年3月2日
			調達価格	36円/kWh
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネルの出力	1,336.32kW
			パネル設置数	4,176枚
			パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パワコン供給者	パワーエレクトロニクス
			EPC業者	ユニバージ株式会社
			発電出力	1,330.00kW
			設備利用率	13.72%
			想定年間発電電力量	1,606.524MWh
架台基礎構造	スクリー式杭基礎			
権利形態	所有権			
取得額		514,153,000円		
取得先・取得時期		ティーダ・パワー22 合同会社・2017年10月31日		
評価価格	(直接還元法)			
	評価者		別添参照	
	価格		別添参照	
	還元利回り		別添参照	
	(DCF法)			
	評価者		別添参照	
	価格		別添参照	
	割引率		別添参照	
最終還元利回り		別添参照		
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		1.10%		
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社		
	賃貸借期間	2019年11月1日から2020年10月31日		
	賃料	賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料(注) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格] (2) 実績連動賃料 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の		

	<p>値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込みにあつた場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量子</p>

		<p>測] × 95% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [発電所に適用される買取価格]  － (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
	賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに

		係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。 3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円  2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円  3. 2017 年度期末 純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1,914 百万円 営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018 年 9 月 26 日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用</li> </ul>	



	体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-13 CS 益城町発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	熊本県上益城郡益城町大字上陳字新道		
	土地	地番	1272 番 1 外	
		用途地域	市街化調整区域	
		面積	638, 552. 31 m <sup>2</sup>	
		権利形態	所有権、地役権	
	設備	認定日	2013 年 10 月 24 日	
		供給開始日	2017 年 6 月 2 日	
		残存調達期間	16 年 11 か月	
		調達期間満了日	2037 年 6 月 1 日	
		調達価格	36 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	47, 692. 62kW	
		パネル設置数	149, 958 枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	シュナイダーエレクトリック株式会社	
		EPC 業者	マエテルコンストラクションジャパン株式会社	
		発電出力	34, 000. 00kW	
		設備利用率	13. 42%	
		想定年間発電電力量	56, 077. 959MWh	
架台基礎構造		スクリー式杭基礎		
権利形態		所有権		
取得額	20, 084, 452, 000 円			
取得先・取得時期	ティーダ・パワー22 合同会社・2017 年 10 月 31 日			
評価 各 価	(直接還元法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	還元利回り	別添参照		

	(DCF 法)		
	評価者		別添参照
	価格		別添参照
	割引率		別添参照
	最終還元利回り		別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		42.49%	
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社	
	賃貸借期間	2019年11月1日から2020年10月31日	
	賃料	<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測]  × 96.5% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 96.5%  × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>	
	敷金、保証金	該当事項なし	
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件(賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。)で新たな賃貸借契約(以下、本項目において「新賃貸借契約」という。)を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを</p>		

	<p>希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量子測] × 96.5% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96.5% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p>

		また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。 3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円  2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円  3. 2017 年度期末 純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1.914 百万円

	営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2.投資法人及び管理会社の運用体制等(4)リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-14 CS 郡山市発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	福島県郡山市熱海町高玉字鍋倉		
	土地	地番	7 番	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	30,376.00 m <sup>2</sup>	
		権利形態	所有権、地役権	
	施設の概要	認定日	2015年2月27日	
		供給開始日	2016年9月16日	
		残存調達期間	16年2か月	
		調達期間満了日	2036年9月15日	
		調達価格	32 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
パネルの出力		636.00kW		
パネル設置数		2,400 枚		

			パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パワコン供給者	華為技術日本株式会社
			EPC 業者	株式会社 ETS ホールディングス (旧山加電業株式会社)
			発電出力	500.00kW(注: 90%の力率一定制御あり)
			設備利用率	13.23%
			想定年間発電電力量	736.998MWh
			架台基礎構造	キャストイン方式
			権利形態	所有権
取得額			246,471,000 円	
取得先・取得時期			CLEAN GUADALQUIVIR 株式会社・2018年2月1日	
評価価格	(直接還元法)			
	評価者		別添参照	
	価格		別添参照	
	還元利回り		別添参照	
	(DCF 法)			
	評価者		別添参照	
	価格		別添参照	
	割引率		別添参照	
	最終還元利回り		別添参照	
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)			0.50%	
インフラ資産の賃借条件	賃借人		ティーダ・パワー01 合同会社	
	賃貸借期間		2020年2月1日から2021年1月31日	
	賃料		<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課</p>	

	<p>税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込みにある場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変

		<p>等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。</li> </ol>



		4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の100%親会社であり関連当事者に該当します。
最近3年間の財政状態及び経営成績		<p>1. 2019年度期末  純資産・・・1,051百万円  総資産・・・21,973百万円  売上高・・・2,199百万円  営業利益・・・398百万円  経常利益・・・232百万円  当期純利益・・・21百万円</p> <p>2. 2018年度期末  純資産・・・104百万円  総資産・・・16,816百万円  売上高・・・2,240百万円  営業利益・・・611百万円  経常利益・・・149百万円  当期純利益・・・57百万円</p> <p>3. 2017年度期末  純資産・・・223百万円  総資産・・・14,343百万円  売上高・・・1,914百万円  営業利益・・・386百万円  経常利益・・・149百万円  当期純利益・・・12百万円</p>
リスク管理方針への適合状況		<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2.投資法人及び管理会社の運用体制等(4)リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
その他特筆すべき事項		特にありません。
本資産の公共的性質		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-15 CS 津山市発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	岡山県津山市新野山形字割石		
	土地	地番	317 番 2 外	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	31,059.00 m <sup>2</sup>	
		権利形態	所有権	
	設備	認定日	2014 年 9 月 26 日	
		供給開始日	2017 年 6 月 30 日	
		残存調達期間	16 年 11 か月	
		調達期間満了日	2037 年 6 月 29 日	
		調達価格	32 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	1,930.50kW	
		パネル設置数	5,940 枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	華為技術日本株式会社	
		EPC 業者	シャープ株式会社	
		発電出力	1,720.60kW(注: 93%の力率一定制御あり)	
		設備利用率	12.81%	
		想定年間発電電力量	2,165.624MWh	
架台基礎構造		ラミング工法		
権利形態		所有権		
取得額	746,404,000 円			
取得先・取得時期	ユニバージー12 合同会社・2018 年 2 月 1 日			
評価価格	(直接還元法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	還元利回り	別添参照		
	(DCF 法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	割引率	別添参照		
最終還元利回り	別添参照			
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	1.52%			
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社		
	賃借期間	2020 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日		
	賃料	賃借人が貸借人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料(注) [技術コンサルタントが試算する賃借借		

	<p>期間における各月のP50の発電量予測]  × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知すること</p>

		<p>により、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
	賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。</p> <p>また、不可抗力その他賃借人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし

オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。 3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円  2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円  3. 2017 年度期末 純資産・・・223 百万円 総資産・・・14,343 百万円 売上高・・・1,914 百万円 営業利益・・・386 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・12 百万円
	リスク管理方針への適合状況	本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。 ・事業リスク ・市況、景気、需要変動リスク ・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク ・信用リスク（利用者限定リスク） ・流動性リスク ・制度変更リスク ・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、

	<p>いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</p>
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-16 CS 恵那市発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	岐阜県恵那市長島町久須見字落瀬		
	土地	地番	1312 番 41 外	
		用途地域	非線引都市計画区域	
		面積	37,373.0 m <sup>2</sup>	
		権利形態	地上権	
	設備	認定日	2015年2月24日	
		供給開始日	2017年9月13日	
		残存調達期間	17年2か月	
		調達期間満了日	2037年9月12日	
		調達価格	32 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	2,124.20kW	
		パネル設置数	6,536 枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	パワーエレクトロニクス	
		EPC 業者	株式会社エクソル	
発電出力		1,500.00kW(注: 88%の力率一定制御あり)		
設備利用率		13.08%		
想定年間発電電力量	2,433.335MWh			
架台基礎構造	スクリー杭基礎			
権利形態	所有権			
取得額	757,000,000 円			

取得先・取得時期		ユニバージー23 合同会社・2018年9月6日
評価価格	(直接還元法)	
	評価者	別添参照
	価格	別添参照
	還元利回り	別添参照
	(DCF法)	
	評価者	別添参照
	価格	別添参照
	割引率	別添参照
	最終還元利回り	別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		1.63%
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社
	賃貸借期間	2019年10月1日から2020年9月30日
	賃料	<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
	敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件(賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。)で新たな賃貸借契約(以下、本項目において「新賃貸借契約」という。)を	

	<p>締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び借借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で借借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、借借人は、当該申し入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し入れである場合には、借借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、借借人は、当該申し入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格]  － (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しない。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び借借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、借借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、借借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び借借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、借借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を借借人が受領したときは、</p>



		<p>賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。</li> <li>4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。</li> </ol>
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2019 年度期末  純資産・・・1,051 百万円  総資産・・・21,973 百万円  売上高・・・2,199 百万円  営業利益・・・398 百万円  経常利益・・・232 百万円  当期純利益・・・21 百万円</li> <li>2. 2018 年度期末  純資産・・・104 百万円  総資産・・・16,816 百万円  売上高・・・2,240 百万円  営業利益・・・611 百万円  経常利益・・・149 百万円  当期純利益・・・57 百万円</li> </ol>

リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
その他特筆すべき事項	特にありません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>

名称 (インフラ資産の名称)	S-17 CS 大山町発電所(A)、同発電所(B)			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	鳥取県西伯郡大山町豊房字馬越背(A) 鳥取県西伯郡大山町豊房字上河原(B)		
	土地	地番	3961 番外	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	452,760.37 m <sup>2</sup>	
		権利形態	地上権、賃借権、地役権	
	施設の概要	認定日	2013年2月22日(A) 2013年2月28日(B)	
			供給開始日	2017年8月10日
		残存調達期間	17年1か月	
		調達期間満了日	2037年8月9日	
		調達価格	40円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	20,885.76kW(A) 6,416.64kW(B)	
パネル設置数		65,268枚(A) 20,052枚(B)		
パネルメーカー	カナディアン・ソーラ			

			カー	ー・グループ
			パワコン供給者	東芝三菱電機産業システム株式会社
			EPC 業者	東芝インフラシステムズ株式会社 (旧株式会社東芝)
			発電出力	15,750.00kW (A) 5,000.00kW (B)
			設備利用率	11.16% (A) 11.25% (B)
			想定年間発電電力量	20,409.311MWh (A) 6,322.162MWh (B)
			架台基礎構造	羽根杭基礎、スクリー ー杭基礎 (A) 羽根杭基礎 (B)
			権利形態	所有権
取得額			10,447,000,000 円	
取得先・取得時期			CLEAN ENERGIES XXI 合同会社・2018年9月6日	
評価 価格	(直接還元法)			
	評価者		別添参照	
	価格		別添参照	
	還元利回り		別添参照	
	(DCF 法)			
	評価者		別添参照	
	価格		別添参照	
	割引率		別添参照	
	最終還元利回り		別添参照	
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)			21.06%	
インフラ資産の賃借条件	賃借人		ティーダ・パワー01 合同会社	
	賃貸借期間		2019年10月1日から2020年9月30日	
	賃料		<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測]  × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] –  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支</p>	

		<p>払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
	敷金、保証金	該当事項なし
	更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込みである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
	賃料改定	基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しない。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつ

		<p>た場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社</li> <li>2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。</li> <li>3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。</li> <li>4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人</li> </ol>

		の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。	
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円  2. 2018 年度期末 純資産・・・104 百万円 総資産・・・16,816 百万円 売上高・・・2,240 百万円 営業利益・・・611 百万円 経常利益・・・149 百万円 当期純利益・・・57 百万円	
リスク管理方針への適合状況	本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。 ・事業リスク ・市況、景気、需要変動リスク ・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク ・信用リスク（利用者限定リスク） ・流動性リスク ・制度変更リスク ・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018 年 9 月 26 日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。		
その他特筆すべき事項	特にありません。		
本資産の公共的性質	・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。 ・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。 ・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。		

名称 (インフラ資産の名称)	S-18 CS 高山市発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	岐阜県高山市新宮町		
	施設の概要	土地	地番	861 番 1 外
		用途地域	非線引都市計画区域	
		面積	16,278 m <sup>2</sup>	

			権利形態	所有権、地役権
		設備	認定日	2015年1月30日
			供給開始日	2017年10月10日
			残存調達期間	17年3か月
			調達期間満了日	2037年10月9日
			調達価格	32円/kWh
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネルの出力	962.28kW
			パネル設置数	2,916枚
			パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パワコン供給者	華為技術日本株式会社
			EPC業者	金子工業株式会社
			発電出力	880.00kW(注: 90%の力率一定制御あり)
			設備利用率	11.54%
			想定年間発電電力量	972.390MWh
			架台基礎構造	スクリュー杭基礎
		権利形態	所有権	
取得額			326,000,000円	
取得先・取得時期			ユニバージー10 合同会社・2018年9月6日	
評価価格	(直接還元法)			
	評価者			別添参照
	価格			別添参照
	還元利回り			別添参照
	(DCF法)			
	評価者			別添参照
	価格			別添参照
	割引率			別添参照
最終還元利回り				別添参照
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)			0.66%	
インフラ資産の賃借条件	賃借人		ティーダ・パワー01 合同会社	
	賃貸借期間		2019年10月1日から2020年9月30日	
	賃料		賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料(注) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格] (2) 実績連動賃料 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)	

	<p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が多額所得である場合には、多額所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の賃貸借契約締結の申し込みにある場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に</p>



		適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] － (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の 値になるときはゼロとする。)
	賃料改定	基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法 は、賃貸借期間中、これを変更しない。た だし、発電設備等の一部が滅失その他の事 由により使用及び収益をすることができ なくなった場合において、それが天災地 変等不可抗力によるものであるときは、 基本賃料は、その使用及び収益をする ことができなかった部分の割合に応じて、 減額される。 また、不可抗力その他賃貸人及び賃借 人のいずれの責めにも帰することができ ない事由により、売電収入が減少した 場合において、賃借人の当月の収入から 当月の費用を控除した金額が当月分の 基本賃料の支払いに不足することとな ったときは、賃借人は、基本賃料の減 額協議を申し入れることができるもの とし、この場合、賃貸人及び賃借人は、 基本賃料の減額 (ただし、減額後の基 本賃料の下限は、賃借人の当月の売電 収入から当月分の経費等を控除した額 とする。) について、誠実に協議する ものとする。なお、当該減額後、当該 減額の原因となった売電収入の減少を 補填するための金員を賃借人が受領し たときは、賃借人は、当該減額の金額 と当該受領金額のうち小さいほうの金 額を、当該減額の補償金として、当該 受領した月の翌月末日までに支払う ものとする。 また、再エネ特措法に基づく固定価格 買取制度 (調達価格及び調達期間を含 む。) の法令上の変更 (法令そのもの の変更及び再エネ特措法第3条第8項 に基づく改定を含む。)、会計上の取 扱いの変更等の重要な変更が生じたこ とにより、基本賃料を維持することが 客観的に不合理になった場合、賃借 人は、基本賃料の減額協議を申し入 れることができるものとし、この場合、 賃貸人及び賃借人は、当該減額につ いて、誠実に協議するものとする。
	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日

<p>大株主及び持株比率</p>	<p>カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)</p>
<p>投資法人・管理会社との関係</p>	<p>1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の100%親会社  2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。  3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。  4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の100%親会社であり関連当事者に該当します。</p>
<p>最近3年間の財政状態及び経営成績</p>	<p>1. 2019年度期末  純資産・・・1,051百万円  総資産・・・21,973百万円  売上高・・・2,199百万円  営業利益・・・398百万円  経常利益・・・232百万円  当期純利益・・・21百万円</p> <p>2. 2018年度期末  純資産・・・104百万円  総資産・・・16,816百万円  売上高・・・2,240百万円  営業利益・・・611百万円  経常利益・・・149百万円  当期純利益・・・57百万円</p>
<p>リスク管理方針への適合状況</p>	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018年9月26日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2.投資法人及び管理会社の運用体制等(4)リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>
<p>その他特筆すべき事項</p>	<p>特にありません。</p>
<p>本資産の公共的性質</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> </ul>

・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。

名称 (インフラ資産の名称)	S-19 CS 美里町発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	埼玉県児玉郡美里町大字白石字湯本入		
	土地	地番	2437 番 3	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	25,315.08 m <sup>2</sup>	
		権利形態	所有権	
	設備	認定日	2015 年 1 月 6 日	
		供給開始日	2017 年 3 月 27 日	
		残存調達期間	16 年 8 カ月	
		調達期間満了日	2037 年 3 月 26 日	
		調達価格	32 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	1,082.88kW	
		パネル設置数	3,384 枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	パワーエレクトロニクス	
		EPC 業者	UNIVERGY 株式会社	
		発電出力	1,009.00k kW(注: 90%の力率一定制御あり)	
		設備利用率	14.04%	
		想定年間発電電力量	1,332.161MWh	
架台基礎構造		スクリー杭基礎		
権利形態		所有権		
取得額	470,000,000 円			
取得先・取得時期	ユニバージー01 合同会社・2019 年 3 月 1 日			
評価価格	(直接還元法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	還元利回り	別添参照		
	(DCF 法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	割引率	別添参照		
最終還元利回り	別添参照			
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	0.93%			
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社		
	賃借期間	2020 年 3 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日		
	賃料	賃借人が貸借人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料(注) [技術コンサルタントが試算する賃借借		

	<p>期間における各月のP50の発電量予測]  × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知すること</p>

		<p>により、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
	賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しない。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
オペレーターの概要	中途解約	該当事項なし
	違約金	該当事項なし
	契約更改の方法	該当事項なし
	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社

	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	1 億円(2018 年 12 月 31 日)
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	1. 出資の状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・・・管理会社の一部の役職員の出向元です。 3. 取引関係・・・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・・・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施しており、リスク管理方針に適合しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業リスク</li> <li>・市況、景気、需要変動リスク</li> <li>・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク</li> <li>・信用リスク（利用者限定リスク）</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・制度変更リスク</li> <li>・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。なお、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク及びその管理方針の詳細は、2018 年 9 月 26 日付本投資法人及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」をご参照ください。</li> </ul>	
その他特筆すべき事項	特にありません。	
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> </ul>	

	・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。
--	---

名称 (インフラ資産の名称)	S-20 CS 丸森町発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	宮城県伊具郡丸森町筆甫字東山		
	土地	地番	8 番 1	
		用途地域	都市計画区域外	
		面積	65,306.00 m <sup>2</sup>	
		権利形態	地上権、地役権	
	設備	認定日	2014 年 2 月 28 日	
		供給開始日	2018 年 7 月 13 日	
		残存調達期間	18 年 0 カ月	
		調達期間満了日	2038 年 7 月 12 日	
		調達価格	36 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	2,194.50kW	
		パネル設置数	6,650 枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	パワーエレクトロニクス	
		EPC 業者	株式会社 ETS ホールディングス	
		発電出力	1,990.00kW(注: 90%の力率一定制御あり)	
		設備利用率	13.12%	
		想定年間発電電力量	2,522.601MWh	
架台基礎構造		杭基礎(タイガーパイル工法及びソーラーファンデーション工法)		
権利形態		所有権		
取得額	850,000,000 円			
取得先・取得時期	CLEAN ENERGIES SOLUTIONS 株式会社・2019 年 3 月 29 日			
評価価格	(直接還元法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	還元利回り	別添参照		
	(DCF 法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	割引率	別添参照		
最終還元利回り	別添参照			
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	1.66%			
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社		
	賃貸借期間	2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日		
	賃料	賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以		

	<p>下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件(賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。)で新たな賃貸借契約(以下、本項目において「新賃貸借契約」という。)を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の賃貸借契約締結の申入れである場</p>



	<p>合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しない。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の	該当事項なし

	方法	
オペレーターの概要	オペレーター の名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設 置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに 係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び 持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管 理会社との 関係	1. 出資の状況・本投資法人の主要投資主 及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・管理会社の一部の役職員の 出向元です。 3. 取引関係・メガソーラーの売買、賃貸、 管理のほか、本投資法人及び管理会社に 対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・本投資法人 の主要投資主及び管理会社の 100%親会 社であり関連当事者に該当します。
	最近 3 年間 の財政状態 及び経営成 績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円
リスク管理方針への適合状況	本資産については、下記記載の潜在的リスクがありますが、 当社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施 しており、リスク管理方針に適合しております。 ・事業リスク ・市況、景気、需要変動リスク ・特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク ・信用リスク（利用者限定リスク） ・流動性リスク ・制度変更リスク ・その他のリスク（利益相反に関するリスク、再生可能エネ ルギー発電設備の工作物責任に関するリスク）については、 いずれもリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握し、 リスク低減の方策を実施し、リスク削減を行い、当該方針に 適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。な お、本資産に関して、共同投資者に関するリスクについては、 該当事項はありません。リスク管理方針で特定した諸リスク 及びその管理方針の詳細は、2018 年 9 月 26 日付本投資法人 及び本管理会社の内国インフラファンドの発行者等の運用 体制等に関する報告書「2. 投資法人及び管理会社の運用体制 等 (4) リスク管理方針及びリスク情報①リスク管理方針」を ご参照ください。	
その他特筆すべき事項	特にありません。	
本資産の公共的性質	・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネ ルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環	

	境への貢献。 ・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。 ・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。
--	--

名称 (インフラ資産の名称)	S-21 CS 伊豆市発電所			
本資産の概要	種類	太陽光発電設備等		
	所在地	静岡県伊豆市大野字大久保		
	土地	地番	1756 番 2 外	
		用途地域	都市計画区域・非線引き区域	
		面積	337,160.00 m <sup>2</sup>	
		権利形態	地上権	
	設備	認定日	2014 年 3 月 31 日	
		供給開始日	2018 年 11 月 30 日	
		残存調達期間	18 年 4 カ月	
		調達期間満了日	2038 年 11 月 29 日	
		調達価格	36 円/kWh	
		パネルの種類	多結晶シリコン	
		パネルの出力	10,776.80kW	
		パネル設置数	30,020 枚	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パワコン供給者	華為技術日本株式会社	
		EPC 業者	株式会社 ETS ホールディングス	
		発電出力	8,160.00kW	
		設備利用率	13.11%	
想定年間発電電力量		12,378.241MWh		
架台基礎構造		アレイ基礎 (スクリュー杭基礎)		
権利形態	所有権			
取得額	4,569,000,000 円			
取得先・取得時期	LOHAS CLEAN ENERGIES WORLD 株式会社・2019 年 11 月 29 日			
評価価格	(直接還元法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	還元利回り	別添参照		
	(DCF 法)			
	評価者	別添参照		
	価格	別添参照		
	割引率	別添参照		
最終還元利回り	別添参照			
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	9.13%			
インフラ資産の賃借条件	賃借人	ティーダ・パワー01 合同会社		
	賃借期間	2019 年 11 月 29 日から 2020 年 11 月 30 日まで		

賃料	<p>賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。</p> <p>(1) 基本賃料(注)  [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測]  × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>(2) 実績連動賃料  (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] -  (B) [当該月の上記基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p> <p>※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が不課税所得である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。</p>
敷金、保証金	該当事項なし
更新・再契約	<p>本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。</p> <p>賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が本賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる</p>

	<p>最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。</p> <p>基本賃料：  月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]</p> <p>実績連動賃料：  月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。)</p>
賃料改定	<p>基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しない。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。</p> <p>また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。</p>
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし

	契約更改の方法	該当事項なし
オペレーターの概要	オペレーターの名称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 50 階
	代表者	代表取締役 ジェフ・ロイ
	事業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
	資本金	100 百万円
	設立年月日	2014 年 5 月 20 日
	大株主及び持株比率	カナディアン・ソーラー・インク (100.00%)
	投資法人・管理会社との関係	1. 出資の状況・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社 2. 人的関係・管理会社の一部の役職員の出向元です。 3. 取引関係・メガソーラーの売買、賃貸、管理のほか、本投資法人及び管理会社に対して出資しております。 4. 関連当事者への該当状況・本投資法人の主要投資主及び管理会社の 100%親会社であり関連当事者に該当します。
最近 3 年間の財政状態及び経営成績	1. 2019 年度期末 純資産・・・1,051 百万円 総資産・・・21,973 百万円 売上高・・・2,199 百万円 営業利益・・・398 百万円 経常利益・・・232 百万円 当期純利益・・・21 百万円	
リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産でないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは該当しません。また、それ以外のリスク管理方針で特定した事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては該当しますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。	
その他特筆すべき事項	本物件を構成する地上権に係る地上権設定契約上、地上権及び地上権者の地位の譲渡に際して、取得後、地上権設定者に事後的に通知することが義務付けられています。	
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化防止を促進する地球環境への貢献。</li> <li>・現時点において海外からの輸入に頼る化石燃料を依存している、我が国のエネルギー自給率を高める効果。</li> <li>・地域における雇用の創出や税収への貢献など、地域活性化につながる持続可能な経済社会の創出。</li> </ul>	

<記載上の注意>

- a. 運用資産等であるインフラ資産ごとに上表を記載してください。
- b. 「本資産の概要」欄には、インフラ資産の種類、所在地及び施設の概要等を記載してください。

- c. 「評価価格」欄には、報告対象日現在の評価額を記載してください。
- d. 「オペレーターの概要」にはオペレーターの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、投資法人・管理会社との関係（※1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（※2）を把握可能な範囲で記載する。
- （※1）投資法人・管理会社と相手会社の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。
- 資本関係として、最近日における投資法人・管理会社と相手会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
  - 人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・管理会社と相手会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
  - 取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・管理会社と相手会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
  - 関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手会社が投資法人・管理会社の関連当事者（※1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（※2）。なお、直前営業期間・直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。
- （※1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。
- （※2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。
- （※2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金（把握している場合には可能な範囲で記載する。）
- e. 当該インフラ資産のリスク管理方針への適合状況を「リスク管理方針への適合状況」欄に記載してください。記載に当たっては、当該運用資産等が有する諸リスク（リスク管理方針で規定する諸リスクを指します。）の概要の説明を記載したうえで、リスク管理方針との適合性を記載してください。
- f. 対象となるインフラ資産は、公共的な性質を有するものである必要があります。また対象となるインフラ資産が公共的な性質を有している旨の説明を「本資産の公共的性質」欄に記載してください。

## 【インフラ有価証券の概要】 【該当なし】

### (1) インフラ有価証券の概要

名	称	
インフラ有価証券の概要		
評価価格・評価方法		円
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		%
インフラ有価証券の発行者等に係る財務状況		
共同投資者の状況		
資産内容	インフラ有価証券の発行者等に係る資産総額(a)	円
	うちインフラ資産及び流動資産等の額(b)	円
	(b) / (a)	%
リスク管理方針への適合状況		
その他特筆すべき事項		

### (2) インフラ投資資産の概要

名	称	
インフラ投資資産の概要		
評価価格・評価方法		
インフラ投資資産の賃借条件		
オペレーターの概要		
その他特筆すべき事項		
本資産の公共的性質		

<記載上の注意>

- ・運用資産等ごとに（１）表及び（２）表を記載してください。
- ・（１）表には、インフラ有価証券の内容について、（２）表には当該インフラ有価証券のインフラ投資資産の内容について記載してください。

（１）表について

- 「インフラ有価証券の概要」欄には、投資形態（株式等）、出資比率、スキームを含む、インフラ有価証券の概要を記載してください。また、図示等が必要な場合は、（２）表の下にスキーム図等を挿入してください。
- 「評価価格・評価方法」欄には、報告対象日現在の評価価格と評価方法の概要を記載してください。
- 「インフラ有価証券の発行者等に係る財務状況」には、インフラ有価証券の発行者等（投資対象とするインフラ有価証券の発行者）の貸借対照表及び損益計算書の概要を記載してください。
- 「共同投資者の状況」欄は、他の大株主や営業者など、インフラファンドが投資するインフラ有価証券の主たる共同投資者及びその比率を記載してください。
- 当該インフラ有価証券のリスク管理方針への適合状況を「リスク管理方針への適合状況」欄に記載してください。記載に当たっては、当該運用資産等有する諸リスク（リスク管理方針で規定する諸リスクを指します。）の概要の説明を記載したうえで、リスク管理方針との適合性を記載してください。

（２）表について

- 「インフラ投資資産の概要」欄には、インフラ投資資産の種類、所在地及び施設の概要等を記載してください。
- 「オペレーターの概要」にはオペレーターの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、投資法人・管理会社との関係（＊１）、最近３年間の財政状態及び経営成績（＊２）を把握可能な範囲で記載する。

（＊１）投資法人・管理会社と相手会社の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・資本関係として、最近日における投資法人・管理会社と相手会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・管理会社と相手会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・管理会社と相手会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手会社が投資法人・管理会社の関連当事者（※１）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（※２）。なお、直前営業期間・直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。

（※１）関連当事者とは、連結財務諸表規則第１５条の４に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第８条第１７項に定める関連当事者をいう。

（※２）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

（＊２）純資産、総資産、１株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益、１株当たり配当金（把握している場合には可能な範囲で記載する。）

- 「本資産の公共的性質」欄には、本インフラ投資資産が公共的な性質を有する資産である旨の説明を記載してください。

５．インフラ関連有価証券の概要 【該当なし】

（１）インフラ関連有価証券の概要

名	称	
インフラ関連有価証券の概要		
評価価格・評価方法		円
投資比率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		%
インフラ関連有価証券の発行者等に係る財務状況		
共同投資者の状況		
資産内容	インフラ関連有価証券の発行者等に係る資産総額 (a)	円
	うちインフラ資産等の額 (b)	円
	(b) / (a)	%
リスク管理方針への適合状況		



そ の 他 特 筆 す べ き 事 項	
---------------------	--

(2) インフラ投資資産の概要

名 称	
インフラ投資資産の概要	
評価価格・評価方法	
インフラ投資資産の賃借条件	
オペレーターの概要	
本資産の特徴	
そ の 他 特 筆 す べ き 事 項	

<記載上の注意>

- ・運用資産等ごとに(1)表及び(2)表を記載してください。
- ・(1)表には、インフラ関連有価証券の内容について、(2)表には当該インフラ関連有価証券のインフラ投資資産の内容について記載してください。

(1) 表について

- 「インフラ関連有価証券の概要」欄には、投資形態(株式等)、出資比率、スキームを含む、インフラ関連有価証券の概要を記載してください。また、図示等が必要な場合は、(2)表の下にスキーム図等を挿入してください。
- 「評価価格・評価方法」欄には、報告対象日現在の評価価格と評価方法の概要を記載してください。
- 「インフラ関連有価証券の発行者等に係る財務状況」には、インフラ関連有価証券の発行者等(投資対象とするインフラ関連有価証券の発行者)の貸借対照表及び損益計算書の概要を記載してください。
- 「共同投資者の状況」欄は、他の大株主や営業者など、インフラファンドが投資するインフラ関連有価証券の主たる共同投資者及びその比率を記載してください。
- 当該インフラ関連有価証券のリスク管理方針への適合状況を「リスク管理方針への適合状況」欄に記載してください。記載に当たっては、当該運用資産等が有する諸リスク(リスク管理方針で規定する諸リスクを指します。)の概要の説明を記載したうえで、リスク管理方針との適合性を記載してください。

(2) 表について

- 「インフラ投資資産の概要」欄には、インフラ投資資産の種類、所在地及び施設の概要等を記載してください。
- 「オペレーターの概要」にはオペレーターの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率(把握している場合には可能な範囲で記載する。)、投資法人・管理会社との関係(\*1)、最近3年間の財政状態及び経営成績(\*2)を把握可能な範囲で記載する。
  - (\*1) 投資法人・管理会社と相手会社の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。
    - ・資本関係として、最近日における投資法人・管理会社と相手会社との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
    - ・人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・管理会社と相手会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
    - ・取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・管理会社と相手会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
    - ・関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手会社が投資法人・管理会社の関連当事者(\*1)に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(\*2)。なお、直前営業期間・直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。
      - (※1) 関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者(連結子会社を含む。)又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。
      - (※2) 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。
  - (\*2) 純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金(把握している場合には可能な範囲で記載する。)
- 「本資産の特徴」欄には、本インフラ投資資産が公共的な性質を有する資産である旨の説明を記載してください。

## 【別添資料】

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS志布志市発電所	
発電所評価価値	458,000,000円～593,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	458,000,000円～ 593,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	332,000,000円～ 595,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS志布志市発電所	
鑑定評価額（土地）	142,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	504,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は19.2年。
割引率	4.0%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格（設備及び土地）	320,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	28.2%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS伊佐市発電所	
発電所評価価値	305,000,000円～385,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	305,000,000円～ 385,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格

		等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	221,000,000円～ 396,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株主価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

<b>不動産鑑定評価書の概要</b>		
物件名称	CS伊佐市発電所	
鑑定評価額（土地）	21,800,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	336,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は19.9年。
割引率	4.0%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格（設備及び土地）	201,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	6.5%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

<b>バリュエーションレポートの概要</b>		
物件名称	CS笠間市発電所	
発電所評価価値	876,000,000円～1,115,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	876,000,000円～ 1,146,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	622,000,000円～ 1,115,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS笠間市発電所	
鑑定評価額（土地）	241,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	891,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は20年
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格（設備及び土地）	582,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	27.0%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS伊佐市第二発電所	
発電所評価価値	634,000,000円～800,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
	インカムアプローチ	
項目	内容	概要等
評価価値	634,000,000円～800,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%。
	マーケットアプローチ	
項目	内容	概要等
評価価値	456,000,000円～818,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS伊佐市第二発電所	
鑑定評価額（土地）	38,400,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	724,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は20年。
割引率	4.0%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格	430,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を

(設備及び土地)		合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	5.3%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS湧水町発電所	
発電所評価価値	543,000,000円～686,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	543,000,000円～686,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	393,000,000円～705,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS湧水町発電所	
鑑定評価額(土地)	32,200,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格(設備及び土地)	620,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格(有期還元法による)の現在価値を合計することにより査定。分析期間は20.2年。
割引率	4.0%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格(設備及び土地)	373,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	5.2%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS伊佐市第三発電所	
発電所評価価値	778,000,000円～985,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	778,000,000円～ 985,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	556,000,000円～ 996,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS伊佐市第三発電所	
鑑定評価額（土地）	60,900,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	882,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は20.2年。
割引率	4.0%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	482,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	6.9%	原価法により求められた土地割合

鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし
------------------------	------

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS笠間市第二発電所	
発電所評価価値	748,000,000円～950,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	748,000,000円～ 950,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	539,000,000円～ 966,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS笠間市第二発電所	
鑑定評価額（土地）	41,300,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	765,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は20.3年。
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格	449,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を

(設備及び土地)		合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	5.4%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS日出町発電所	
発電所評価価値	836,000,000円～1,059,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	836,000,000円～1,059,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	596,000,000円～1,068,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS日出町発電所	
鑑定評価額（土地）	38,600,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	965,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は20.3年。



割引率	4.0%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	542,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	4.0%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS芦北町発電所	
発電所評価価値	819,000,000円～1,040,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	819,000,000円～1,040,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	583,000,000円～1,045,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS芦北町発電所	
鑑定評価額（土地）	40,400,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格	918,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から

(設備及び土地)		一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は20.4年。
割引率	4.0%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	497,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	4.4%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	
発電所評価価値	1,476,000,000円～1,893,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	1,476,000,000円～ 1,893,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	1,117,000,000円～ 2,002,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要	
物件名称	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）
鑑定評価額（土地）	81,100,000円

不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 (設備及び土地)	1,560,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は20.5年。
割引率	4.1%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	838,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	5.2%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS皆野町発電所	
発電所評価価値	940,000,000円～1,234,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	940,000,000円～1,263,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	689,000,000円～1,234,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS皆野町発電所	
鑑定評価額（土地）	266,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	974,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は21.4年
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	713,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	27.3%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS函南町発電所	
発電所評価価値	475,000,000円～617,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	475,000,000円～ 617,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等

評価価値	371,000,000円～ 665,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS函南町発電所	
鑑定評価額（土地）	43,100,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	474,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は22.1年
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	331,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	9.1%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS益城町発電所	
発電所評価価値	18,274,000,000円～23,869,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	18,274,000,000円～ 24,219,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に

		勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%~5.0%、課税期間においては1.5%~5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	13,319,000,000円~ 23,869,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

<b>不動産鑑定評価書の概要</b>		
物件名称	CS益城町発電所	
鑑定評価額（土地）	3,470,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	20,200,000,000 円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は21.9年
割引率	4.0%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	12,900,000,000 円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	17.2%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

<b>バリュエーションレポートの概要</b>		
物件名称	CS郡山市発電所	
発電所評価価値	212,000,000円~282,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等

評価価値	212,000,000円～ 282,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	159,000,000円～ 285,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS郡山市発電所	
鑑定評価額（土地）	51,700,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	202,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は21.2年
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	181,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	25.6%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

バリュエーションレポートの概要
-----------------

物件名称	CS津山市発電所	
発電所評価価値	644,000,000円～866,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	644,000,000円～ 866,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.7%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	484,000,000円～ 868,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

<b>不動産鑑定評価書の概要</b>		
物件名称	CS津山市発電所	
鑑定評価額（土地）	137,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	664,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は22年
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	545,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定



土地積算価格比	20.6%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS恵那市発電所	
発電所評価価値	697,000,000円～917,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	697,000,000円～ 917,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	522,000,000円～ 936,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS恵那市発電所	
鑑定評価額（土地）	37,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	685,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は22.2年

割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	506,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	5.4%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS大山町発電所(A)、同発電所(B)	
発電所評価価値	9,103,000,000円～11,782,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	9,103,000,000円～11,782,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.6%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	6,684,000,000円～11,978,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS大山町発電所(A)、同発電所(B)	
鑑定評価額(土地)	373,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等

DCF法による価格 (設備及び土地)	9,560,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格(有期還元法による)の現在価値を合計することにより査定。分析期間は22.1年
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	6,400,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	3.9%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS高山市発電所	
発電所評価価値	278,000,000円～377,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	278,000,000円～ 377,000,000円	割引率は、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値。非課税期間においては1.7%～5.0%、課税期間においては1.5%～5.0%。
マーケットアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	224,000,000円～ 401,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要	
物件名称	CS高山市発電所

鑑定評価額（土地）	61,300,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	276,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は22.3年
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	235,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	22.2%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS美里町発電所	
発電所評価価値	449,000,000円～475,000,000円	
評価機関	EYランザクション・アドバイザー・サービス株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	448,545,000円～ 475,219,000円	割引率は、割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成に基づき加重平均した水準で設定した数値。尚、株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値に基づいて推計しており、負債コストは社債利回りを参考に決定。割引率（税引前）は2.8%～3.5%。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要	
物件名称	CS美里町発電所
鑑定評価額（土地）	121,000,000円

不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 (設備及び土地)	394,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は21.7年
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	349,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	30.7%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

<b>バリュエーションレポートの概要</b>		
物件名称	CS丸森町発電所	
発電所評価価値	804,000,000円～846,000,000円	
評価機関	EXトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	803,851,000円～ 846,463,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成に基づき加重平均した水準で設定した数値。尚、株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値に基づいて推計しており、負債コストは社債利回りを参考に決定。割引率（税引前）は2.8%～3.5%。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

<b>不動産鑑定評価書の概要</b>	
物件名称	CS丸森町発電所
鑑定評価額（土地）	17,400,000円
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社
価格時点	2020年6月30日

項目	内容	概要等
DCF法による価格 (設備及び土地)	725,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格(有期還元法による)の現在価値を合計することにより査定。分析期間は18.2年
割引率	3.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての安定性、個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	533,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定
土地積算価格比	2.4%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS伊豆市発電所	
発電所評価価値	4,406,000,000円～4,649,000,000円	
評価機関	EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
インカムアプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	4,406,086,000～ 4,649,191,000	割引率として、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成に基づき加重平均した水準で設定した数値を採用。尚、株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値に基づいて推計しており、負債コストは社債利回りを参考に決定。割引率(税引前)は2.8%～3.5%。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	特になし	

不動産鑑定評価書の概要	
物件名称	CS伊豆市発電所

鑑定評価額（土地）	245,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2020年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	4,220,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュフロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は23.4年
割引率	4.0%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	2,710,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価及び付帯費用に減価修正を行い査定
土地積算価格比	5.8%	割合法により査定
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

以 上